（別紙）**指定給水装置工事事業者　指定更新時確認項目**（太枠の中のみ記入してください）

会社名（氏名）　　　　　　　　　　　　　　㊞

代表者氏名

郵便番号・住所　〒

電話番号

ＦＡＸ番号

①　指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　項　目 | ※水道事業者確認欄 |
| 休業日、営業時間等について記載してください。⑴　休業日：⑵　営業日：⑶　営業時間：⑷　修繕対応時間： | □ |
| 上記業務内容を、市のウェブサイトで公表してもよいですか。（ 可・不可 ） | □ |
| 漏水等修繕対応について、可能な修繕等について記載してください。⑴　屋内給水装置の修繕（ 可・不可 ）⑵　埋設部の修繕（ 可・不可 ）⑶　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ |
| 上記業務内容を、市のウェブサイトで公表してもよいですか。（ 可・不可 ） | □ |
| 対応工事種別について記載してください。⑴　配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 ・ 改造 ）⑵　水道メーター～宅内給水装置（ 新設 ・ 改造 ） | □ |
| 上記業務内容を、市のウェブサイトで公表してもよいですか。（ 可・不可 ） | □ |

②　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

|  |  |
| --- | --- |
| 過去５年以内に、主任技術者が受講した研修会等について記載してください。なお、「受講を証明する書類（受講証など）」の写しを付けてください。 | ※水道事業者確認欄 |
| 受講者氏名（公表しません） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |  |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
|  |  |  | □ |
| 上記内容（受講者氏名は公表対象外です）を、市のウェブサイトで公表してもよいですか。（ 可 ・ 不可 ） | □ |

（根拠法令）水道法施行規則第３６条

　法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

③　適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　配水管からの分岐　～　水道メーターまで　の工事を施工していますか。（　はい　・　いいえ　）　　　　　　　「はい」　　→　下記について記載してください。　　　　　　　「いいえ」　→　確認項目は以上で終わりです。 | ※水道事業者確認欄 |
| □ |
| ⑵　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況について記載ください。 |  |
| 技能を有する者の氏名（公表しません） | 配水管への分水栓の取付・せん孔・給水管の接合、いずれの経験も有しているか（〇×を記入） | 資格等を有しているか（〇×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  |  | □ |
|  |  |  |  |  | □ |
| 上記内容（技能者氏名は公表対象外です）を、市のウェブサイトで公表してもよいですか。（ 可・不可 ） | □ |

(根拠法令)水道法施行規則第３６条

　法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。